

国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 8 月 26 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方税法の一部改正等に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

国立市国民健康保険税条例（昭和 34 年 4 月国立市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条を次のように改める。

第 10 条 削除

附則第 4 項及び第 5 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附則中第 14 項を削り、第 15 項を第 14 項とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。